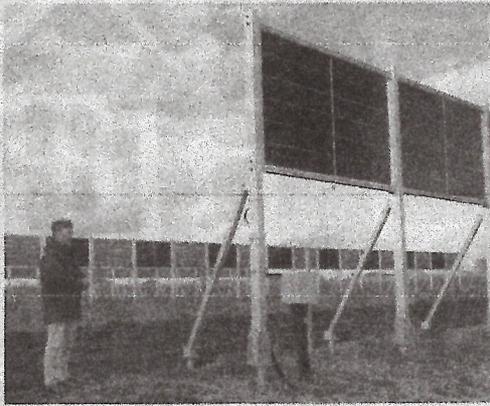


太陽光発電 適地フル活用



カボチャを育てながら太陽光パネルで発電する(11月、北海道むかわ町)

再生 エネ3倍 重い宿題

④

13日閉幕した第28回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)で2030年までに太陽光など再生可能エネルギーの容量を現在の3倍に拡大する案が合意され、日本も対策強化を迫られることになった。限られた適地を活用し、導入を加速させるための現実解を求め、各地を歩いた。

カボチャと電気を「同時栽培」

農地の余力 原発2400基分

再生エネを30年度までに大幅に増やす必要がある



置し、農作物と電力の同時生産を始めた。環境省によると、再生エネ拡大の主軸となる太陽光の導入余地は農地が最も大きく、荒廃農地を含めて原発2400基分の出力規模がある。日本の再生エネ導入の現行計画は30年度に22年度の1.5倍のレベルにすぎない。COP28で合意した3倍を既存タイプのみで実現するならば、東京23区?5個分の用地を新たに確保しなければならない。政府高官は日本単独で3倍をめざすわけではなく、この立場を示すが、1.5倍を超えて大きく広げるにはあらゆる適地を掘り起こす必要がある。

「山地への大規模な太陽光発電施設を設置をこれ以上望まない」。福島市の木幡浩市長は8月に「ノーモアメガソーラー」を宣言した。宮城県は24年4月に森林開発事業者に新税を導入する。景観や防災の面でトラブルが相次ぐ山間部の開発は限界が近づく。農地を一部転用してパ

ネルを置き、農作物を栽培しながら太陽光で発電する事業は「ソーラーシェアリング」「営農型」と呼ぶ。再生エネ拡大の有力な選択肢とされる。全国で当地エネルギー協会の山本精一氏は「農家の高齢化で活用しきれない農地が増えるなか、農家にとっては営農型を担う事業者が土地を貸すことが農地の維持につながる」と強調する。農地法は農地転用するにはもとの収量の8割以上を確保することを要件として課す。荒廃農地に収量要件はすでにない。農地転用は市町村の農業委員会への申請を通じ、都道府県知事が認可する仕組みとなっている。ただ、実態は「農業委員会の意向次第だ(市職員の一部)」。九州で営農型を検討していたある再生エネ事業者は申請を却下され、導入を断念した。「使っていない農地があっても、農地面積が減ると国からの交付金が減るので、農業委員会は後ろ向きなのだろう」と嘆く。農地を守りながら、既存の施策を柔軟に変える視点は欠かせない。地方では送電線の増強に時間を要する面があり、都市部において導入を広げる方策はないか。経済産業省は企業の建物の屋根に太陽光パネルの設置を促すため、10月に平地より2割ほど高い1キロワットあたり12円の固定価格買い取り制度(FIT)の新区分を設けた。オフィスビルの壁などこれまで想定しなかった場所への太陽光の導入が期待される。政府は折り曲げられるほど薄い太陽電池ペロブスカイト型を30年までに普及させる方針を打ち出した。太陽光発電を巡っては従来のパネルで2000年代前半まで日本勢が世界シェアで首位を誇っていたが、中国勢との価格競争に敗れた苦い経験がある。国際エネルギー機関(IEA)によると、太陽光パネルの生産シェアはいまだに中国が世界の8割超を占める。ある太陽電池メーカー幹部は「新技術に合わせた建築基準法などの法令の見直しと大規模投資の補助を政府には一体で進めてほしい」と語る。ペロブスカイト型など先進技術の産業育成を進めながら、住宅や工場、商業施設といった適地を有効活用していけば、再生エネの拡大に弾みがつく可能性は十分にある。